

学童クラブ延長育成（モアサービス）の見直しについて

目的：現在業務委託を行っている学童クラブにて実施している多摩市学童クラブモアサービスについて、新たに口座振替による徴収を開始するとともに、現在対応していない日額利用を開始することで、保護者の利便性向上を図る。

事業概要：学童クラブ延長育成（モアサービス）とは、18時～19時までの延長育成であり、月額2,500円徴収している。平成31年度より新たに一時的な利用として日額利用の規定を設け、月に1～2回程度の交通機関の乱れや突発的な残業等、普段はモアサービスを必要としていない家庭へのサービス向上を図るものである。

また、現在対応していない口座振替による徴収を開始することで、あわせて保護者の利便性の向上を図る。

料金体系案：

(1) 月額利用

- ・月額2,500円（現行のまま）
 - ・前月20日までに学童クラブへモアサービス利用申請書を提出し、主管課へ提出される。主管での審査ののちモアサービス利用承認通知書を保護者に発行する。利用月の翌月末日に口座振替により徴収する。
- 月額利用の辞退は、利用をやめたい月の月末までにモアサービス月額利用辞退届を学童クラブに提出する。

(2) 日額利用（H31年度新規）

- ・日額500円
- ・18時を超えてお迎えにきた時点で、モアサービス一時利用申請書を学童クラブに提出し、主管での審査ののちモアサービス一時利用承認通知書兼学童クラブ延長育成料確定通知書を保護者に発行。利用翌月末日に口座振替により徴収する。

(3) 月額利用と日額利用を実際に利用した際の料金負担

- ・月額利用：月の利用回数が0回でも24回でも、一律2,500円の徴収。
- ・日額利用：月の利用回数に500円を乗じたものが費用の額になる。
利用額の上限はないため、月に6回以上利用すると月額料金より高額になる。

以上の点を踏まえて、保護者に自らの家庭状況等を勘案して選択していただく。

(4) 減免規定

- ・月額利用料：学童クラブ費と同様の減免を適用

5. 今後のスケジュールについて

- ・平成30年第4回多摩市議会定例会にて多摩市学童クラブ条例一部改正を提案・審議
- ・学童クラブ平成31年度4月入所分の入所決定通知書等で保護者に周知